

第4章 これからの地域コミュニティ

ここまで、第1章において「町内会・自治会等実態調査」の結果を基に、地域コミュニティの現状や課題について、浮き彫りにしてきました。また、第2章においては、その課題ごとに、地域コミュニティの活動事例について、ご紹介してきたところです。

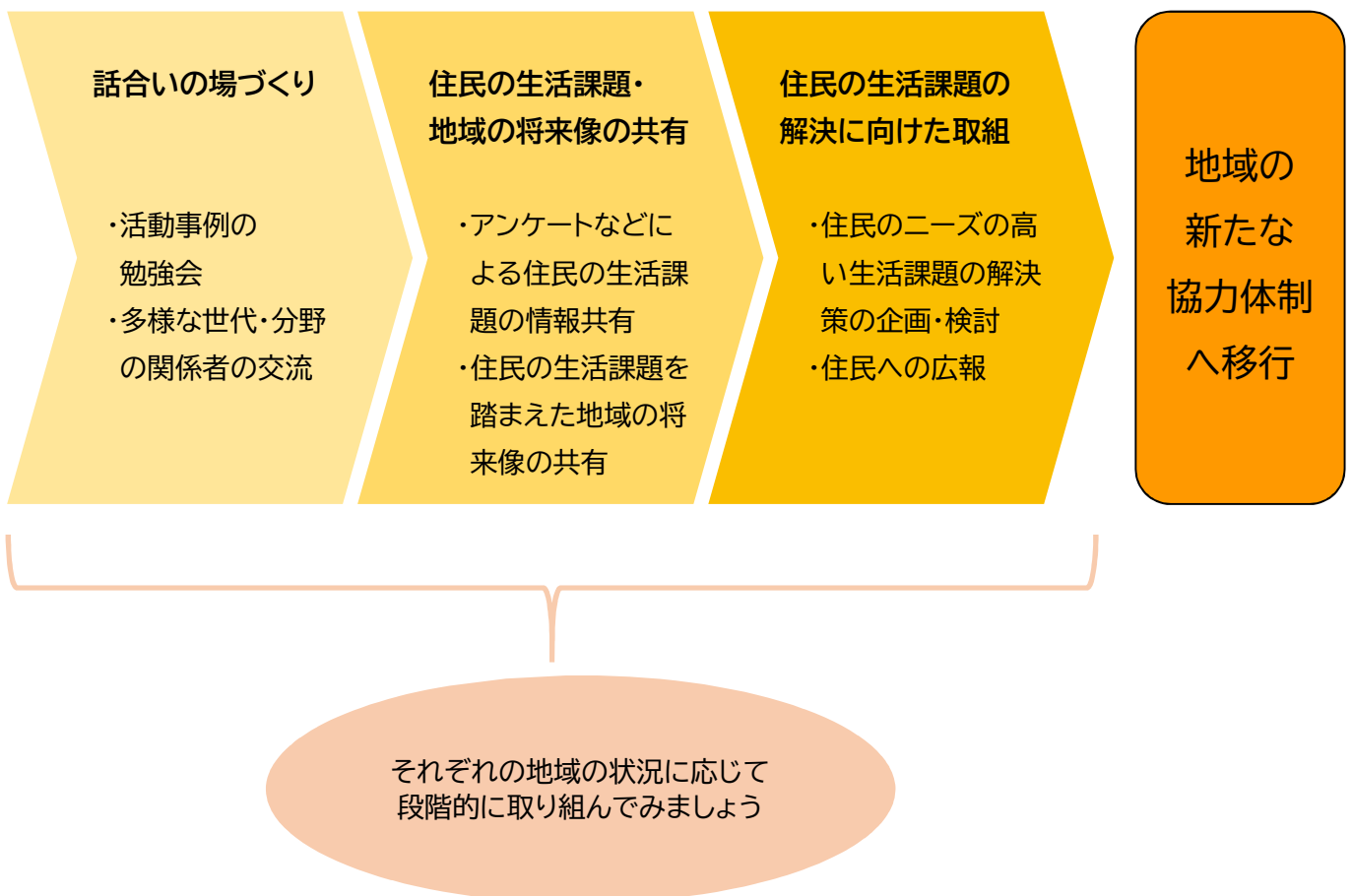
ここからは、これまでの内容を踏まえ、これからの地域コミュニティはどうあるべきかを考えていきたいと思えます。

地域コミュニティを持続可能なものにしていくため、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という基本的な考え方の下、市民主体のまちづくりを進めていきましょう。

そのために、第2章でお示した活動事例について、自らの地域の課題を解決する際の参考として取り入れることができるものがないかなど、勉強会から始めてみてはどうでしょうか。

そうした地域の関係者が、まちづくりに向けた意見を出し合える場を整えるなど、地域の状況に応じて、段階的に取り組んでいきましょう。

▼ 地域の状況に応じた段階的な取組のイメージ



第4章 これからの地域コミュニティ

第3章でお示した概ね小学校区を単位とした新たな協力体制は、将来的には市民主体のまちづくりのけん引役となりうるものと考えられます。

地域の関係者が、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを進めることができるよう、以下の4つの視点を大切に、新たな協力体制の構築に取り組んでみてはどうでしょうか。

視点1 多様な主体の連携

テーマ性のある活動を行う NPO、協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、住民有志、地域外の人材などは、それぞれの特徴を生かし、得意な分野でその力を発揮していることから、地域団体とそれらが連携することにより、活動に従事する人の確保をはじめ、地域で活動を続ける上で生じる多様な課題への実践的な解決策を見つけることが期待できるのではないのでしょうか。

視点2 新たな担い手の発掘・育成

地域の中には、地域活動に関心があるものの、どのように関わればよいか分からない人や、町内会・自治会には加入していないものの、災害時の助け合いなどを通じて地域コミュニティに関わりを持ちたいと考えている若い世代もいます。楽しく参加できるイベントの開催や、自分たちの地域の歴史を学べる活動などを通じて、日頃から人と人との交流の場をできるだけ創っていくならば、そうした若い世代をはじめ、町内会・自治会に加入していない方を含む幅広い世代の住民や、こうした地域に魅力を感じる地域外の人材を呼び込むことができるのではないのでしょうか。そうした場の創出は、おのずから地域活動や町内会・自治会に関わりをもってもらえる機会を増やすことになるとともに、子どもたちの郷土愛の醸成や若い世代の中から将来のまちづくりを担う人材を見出して、将来のリーダーとして育てていく機会になるのではないのでしょうか。

視点3 地域特性に応じた活動

都市部や中山間地・島しょ部、また、同じ区の中にあっても、地域の実情や地域資源などが異なります。具体的には、市街地では、マンション建設などによって地域への帰属意識が低い住民が増えて、町内会・自治会への加入が進まないといった課題が生じ、また、戸建住宅や様々な集合住宅が混在する地域では、既存の地域コミュニティと新たな住民との関係づくりが難しいといった課題があります。さらに、中山間地・島しょ部では、町内会・自治会への加入率は高い一方で、人口減少と高齢化によって地域コミュニティの存続自体が脅かされかねない状況です。こうした中であっても、地域特性をうまく生かし、各地域における特産品、文化・歴史資源を活用した活動を行うならば、地域住民の連帯感を高めるだけでなく、よりよいまちづくりを進めていこうという動機付けにもなるのではないのでしょうか。

視点4 活動基盤の強化

地域住民の皆さんが、気軽に立ち寄れるような居場所を活動の拠点とすることで、幅広い世代の住民がお困りごとを相談したり、地域活動に関わりやすくなるのではないのでしょうか。

このような拠点づくりは、活動を持続可能なものにしていくために不可欠ですので、行政等が用意する補助金・助成金を活用しながら、必要となる財源を確保していくことが大切です。

さらに、地域内の情報を簡単、迅速に発信するために、ICT^{※1}を活用したオンライン会議や広報活動を試してみてもどうでしょうか。

※1 ICT：インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。情報通信技術のことです。

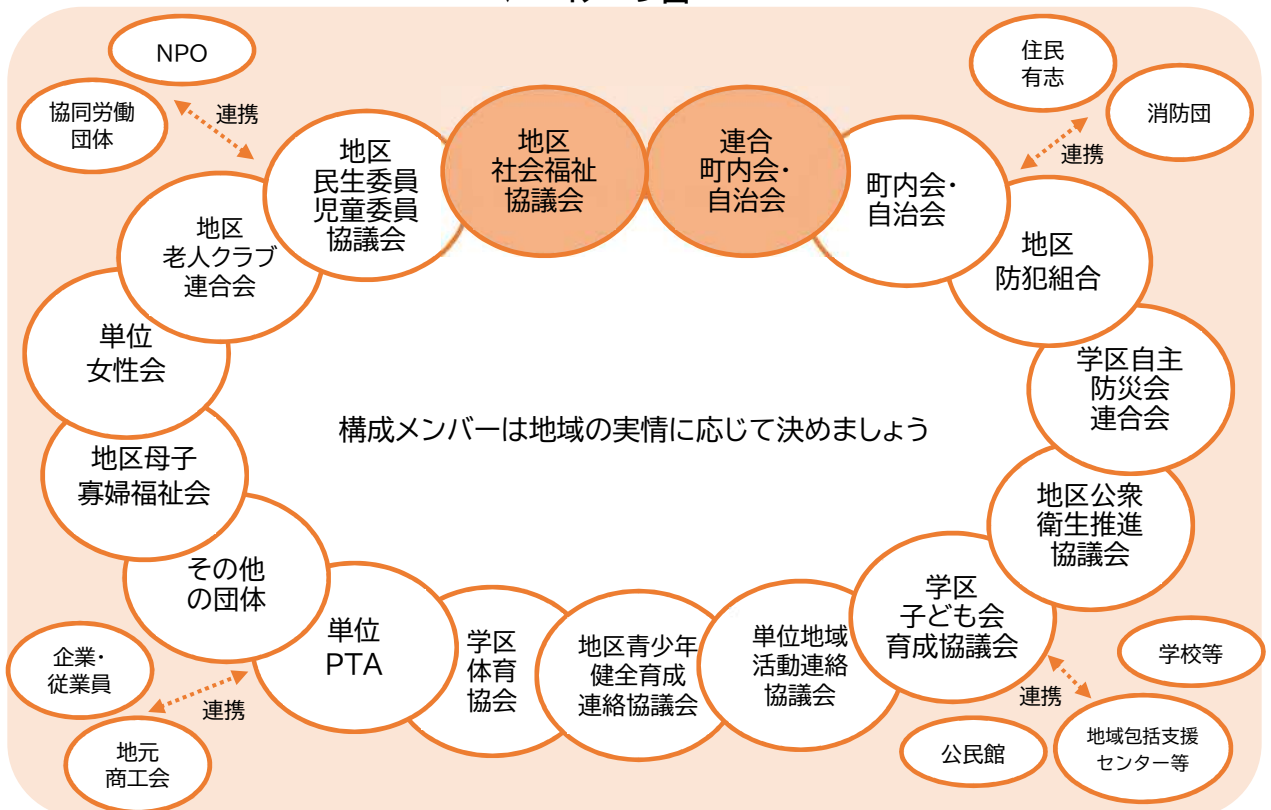
第4章 これからの地域コミュニティ

1 地域コミュニティの新たな協力体制

(1) 仕組み

町内会・自治会だけでは対応できない地域の課題について、地域の将来を見据えて、概ね小学校区を単位として、地域団体や NPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体が関わりを持って、例えば地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会と連携する新たな仕組みを整えてみてはどうでしょうか。

▼ イメージ図



※ 地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が組織されている概ね小学校区を基本エリアとしましょう。

(2) ねらい

- ① それぞれが持つ人材、情報、ノウハウなどを共有できます。
- ② 内容が重複する活動を統合したり、類似の活動を同一日に実施するなど、効率的・効果的に活動を行うことができます。
- ③ 活動に従事する人を確保したり、新たな担い手を見出すことができます。
- ④ 地域全体で課題に向き合うことで、それぞれの団体だけでは対応できなかった問題にも対応できるようになります。
- ⑤ 役員など特定の人に負担がかかることを避けられます。
- ⑥ 様々な世代、分野の人などの意見を反映して、自律的な地域運営をすることができ、地域の一体感の醸成や活力の向上につながります。
- ⑦ 若い世代が参画しやすくなり、その中から新たなリーダーやそのリーダーを支える人材を見出して育てていくことができます。
- ⑧ 若い世代が参画することで、より ICT を活用した効率的・効果的な団体運営、活動内容の充実につながります。

第4章 これからの地域コミュニティ

(3) 役割

① 地域の情報共有

様々な団体などが持つ情報を共有して、アンケートなどで住民の皆さんが何を求めているのかを確認し、地域の課題を把握しましょう。

② 地域の将来像の共有

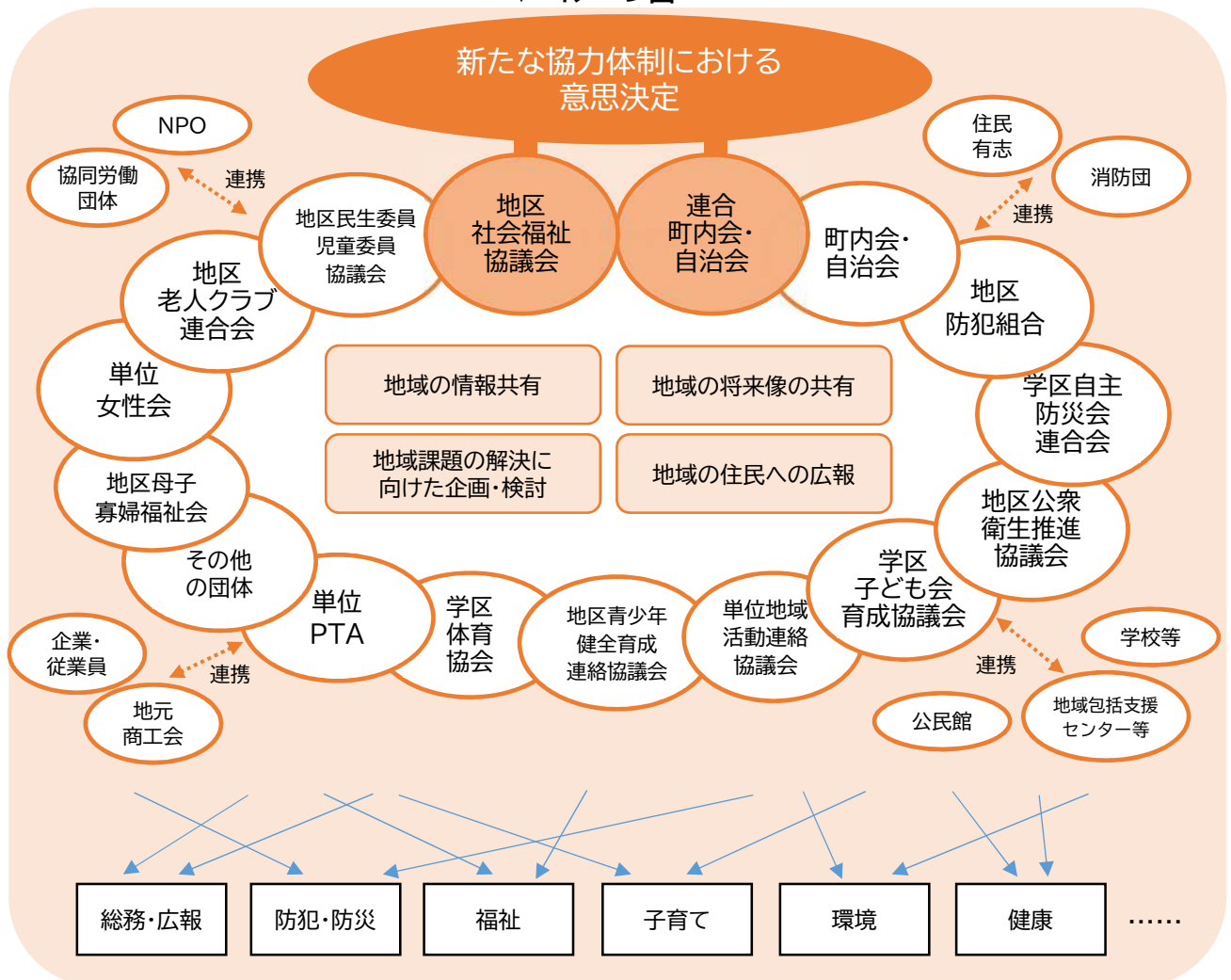
地域の課題を踏まえた上で、住民の皆さんが目指す地域の将来像を話し合っ、共有することが大切です。

③ 地域課題の解決に向けた企画・検討

テーマ別の部会を設けて検討を進めましょう。

部会のメンバーは、できるだけ所属する団体が行う活動テーマとは異なる部会に所属してもらったり、特定の人が多く所属することがないように工夫することで、情報共有が進み、活動内容が充実し、人材の育成にもつながります。

▼ イメージ図



④ 地域の住民への広報

広報紙を発行したり、SNS※2やホームページなどを活用するなど、地域住民の皆さんに積極的に情報発信し、共感の輪を広げていきましょう。

※2 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で登録された利用者同士が交流できる会員制サービスです。知人・友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民でコミュニケーションをとることができます。

第4章 これからの地域コミュニティ

(4) 活動拠点

地区社会福祉協議会の活動拠点を利用したり、地域の空き家、利用されていない市の施設などがあれば、こうした施設が活用できないか考えてみましょう。活動拠点に常駐スタッフを配置することで、住民の皆さんが集まりやすい活動拠点となります。

(5) 活動財源

街区公園を活用したエリアマネジメント^{※3}や、地域課題の解決を図りながら収入を得る協同労働の仕組みを取り入れるなど、新たな財源を確保することについて、積極的に話し合みましょう。

こうした新たな財源と、これまで行政が用意してきた補助金・助成金や町内会・自治会会費からの収入などを、新たな協力体制の下での活動にどのように生かし、また、どのように会計処理すればよいかについては、専門家の派遣など行政が用意する支援措置を利用しながら取り組みましょう。

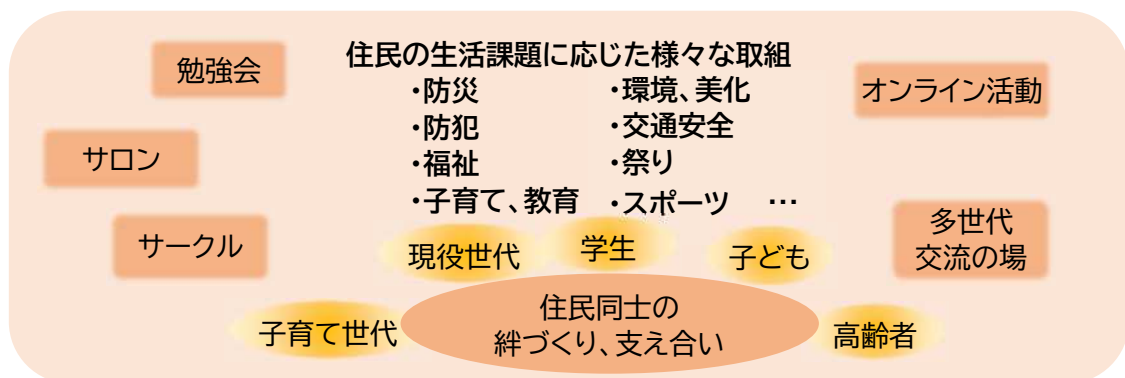
(6) 活動内容

日頃からの住民同士の絆づくりや支え合いのもと、災害時の助け合いや地域ぐるみの子育てなどを大切に、住民の生活課題に応じて活動していきましょう。

例えば、防災をテーマとした活動では町内会・自治会に加入していない人にも参加を積極的に呼び掛けたり、子どもを対象とした活動では親世代や高齢世代にも参加してもらうなど、工夫をして、住民の皆さんの理解と協力を求めていきましょう。

また、タブレット端末などを活用し、介護予防体操のオンライン実施や子育てサロンのオンライン開催など、集まれなくても住民同士の絆を絶やさない活動や、オンライン上でハザードマップを確認する避難訓練など、気軽に参加し、楽しみながら知識を学ぶことができる活動など、新たなスタイルの地域活動も考えてみてはどうでしょうか。

▼ 活動のイメージ図



2 地域課題の情報提供・支援活動の提言

地域で新たな協力体制を築くことができれば、その組織は地域を代表する組織となるでしょう。新たな協力体制の下、行政等に対し、地域の実情や課題を必要に応じて情報提供しましょう。また、地域だけでは解決できない課題に直面した場合には、どのような支援が必要であるかなどを提言しましょう。

※3 エリアマネジメント：身近な街区公園などで物品販売を行うなどして、得た収益を地域活動の財源とする場合、公園を利用する際の規制を緩和する制度です。

第4章 これからの地域コミュニティ

3 新たな協力体制の設立までの流れ

概ね小学校区を単位として、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が中心となって設立に向けた準備を進め、構成メンバーは地域の実情に応じて決めましょう。

地域の将来像の共有や地域課題の解決に向けた企画・検討、住民への広報などの役割を担う組織が既にある場合は、その組織を発展的に移行することも可能です。そうした場合でも団体間の協定書を作成することが必要となります。

